

利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

■厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知

(H28.9.9)

1 非常災害対策計画の策定について

- ・地域の実情に応じ、火災や地震だけではなく、**水害**や**土砂災害**を含む計画に。
- ・計画内容の職員間での共有を。災害時の連絡体制等必要な事項の共有を。

【計画に盛り込む項目(例)】

- ・災害に関する情報の入手方法
- ・避難を開始する時期、判断基準
- ・災害時の人員体制、指揮系統
- ・関係機関との連絡体制
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・避難場所・避難経路・避難方法
- ・施設等の立地条件
- ・・・等々

2 避難訓練について

夜間の時間帯や水害、土砂災害を想定した訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証するとともに見直しを行うこと。

- ・上記内容が盛り込まれた非常災害対策計画？
- ・水害・土砂災害を含む避難訓練を実施？

調査の協力を！



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

■特定接種とは

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行うなど、サービスの停止等が生命維持に重大かつ緊急に影響があるものがある事業者の従業員に対して行う予防接種

■対象事業者

障害支援区分4以上(障害児にあつては2以上)の利用者に対し支援を行う(予定も可)居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設の事業者

■対象者

介護職員、保健師、看護師、准看護師、保育士、理学療法士等の直接処遇職員及び施設長その他の意思決定者

■登録要件

対象事業者であること、かつ、「業務継続計画(BPC)」を作成していること

新型インフルエンザ発生時における「業務の継続方針」「重要業務・縮小業務・休止業務の分類及び重要業務の継続方針」「重要業務継続のための具体的方策」を記載

■登録スケジュール

登録申請締切:平成29年1月5日



業務管理体制の整備に係る届出等について

■業務管理体制の整備

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、利用者の保護及び事業運営の適正化を図るための体制の整備。

具体的には、①事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、②事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、③外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

■整備の内容

【小規模事業者】 (20未満)	【中規模事業者】 (20以上100未満)	【大規模事業者】 (100以上)
		業務執行の状況の監査
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任

■届出の内容

- ・整備または届出区分の変更 ⇒ 届出書(第5号様式) + 事業所一覧表
- ・届出事項の変更 ⇒ 届出書(第6号様式) + 事業所一覧表

就労移行支援事業所を対象とした「自己評価シート」の提出について

1. 目的

- 業務の客観的評価・見直し⇒サービスの充実に必要な取組を認識

2. 実施対象

- 就労移行支援事業所(就労継続支援A型・B型事業所は任意)

3. 実施方法

初期面談・個別支援計画・就労プログラム・相談体制・企業訪問等

- 自己評価シートに前年度の事業所概要・取組等を記入・評価
- 毎年度実施し、自らの目標と取組の進捗状況を確認
- 事業所 ⇒ 札幌市 ⇒ 北海道

4. 公表等

- 事業所又は法人のHP等により、自己評価シートの公表に努める
- 事業所利用希望者等から要望⇒開示又は提供するよう努める
- 北海道は、自己評価実施事業所名をHPなどで公表

北海道 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/jikohyoukakekka.htm>

ホームページの使い方 サイトマップ 文字を大きくするには サイト内検索: Google® カスタム検索 検索

ホーム 観光 くらし・医療・福祉 環境・まちづくり 教育・文化 産業・経済 行政・政策・税

ホーム > 保健福祉部 > 障がい者保健福祉課 > 障がい者の一般就労を支える人材の育成について

